

事業説明資料

本説明資料に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、提案内容をもとに詳細な内容を本市と協議のうえ決定し、事業を実施するものとします。

1 件名

横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業

2 目的

公衆無線 LAN については、飲食店や商業施設、空港・駅等において整備が進んでいる一方で、道路や駅前広場等の公共空間への整備が不十分となっている。

このため、ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック（以下、「大会」という。）の開催を契機として、国内外からの来街者に快適な滞在環境を提供するため、外国人観光客をはじめ多くの来街者が訪れる横浜都心部の公共空間において、訪日外国人等からのニーズの高い公衆無線 LAN や、案内サインを整備し、良好な管理運営を行うことで、滞在環境の向上を図る。

3 整備対象エリア

横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区及び新横浜駅周辺地区（別紙 1 のとおり）における道路及び駅前広場を対象とする。

また、新横浜駅周辺地区については、「横浜国際総合競技場」への誘導経路についても対象とする。

4 事業概要

整備対象エリアにおいて、既存案内サインの再整備を基本として、案内サイン及び公衆無線 LAN を整備及び管理運営するものとする。

また、案内サインに支障のない範囲で広告を掲示できることとし、案内サイン及び公衆無線 LAN の整備及び管理運営にかかる必要な経費については、その収入を財源として賄うこととする。

なお、この事業により、再整備または整備する工作物を、以下「本工作物」という。

(1) 実施内容

ア 案内サインの整備及び管理運営

(ア) 既存案内サインの再整備に係る基本条件

a 再整備対象の既存案内サイン

整備対象エリア内の本市が保有する既存案内サイン（別紙 2 のとおり）について、現

位置を基本とし、60基以上を再整備すること。

なお、歩行者や車両の運転者等の安全性確保の観点から、現位置の整備が本市等により困難とされる箇所については、本市と協議のうえ整備位置を決定する。

b 案内サインを含む本工作物の規模

(a) 幅を1.5メートル以下とする場合は、高さを2.8メートル以下とする。

(b) 高さを2.0メートル以下とする場合は、幅を2.2メートル以下とする。

なお、(a)、(b)の規模を超えるものの取扱いについては、本事業説明資料4(1)ア(イ)cの「大型案内サイン」に定める。

c 案内サインを含む本工作物のデザイン

デザインは、横浜都心部や、各地区の景観に配慮した魅力あるものとする。

d 案内サインを含む本工作物の照明設備

案内地図の見やすさや、周辺の景観形成に配慮した照明設備とすること。

e 案内サインを含む本工作物の材質及び形状

相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、または公衆に危険を与える恐れのないものであること。

f 案内サインを含む本工作物の管理運営及び緊急時の対応

(a) 案内サインを含む本工作物及び公共空間等の占用部分並びにその周辺は、定期的に清掃を行い、利用者の利便性に配慮し、かつ、良好な景観を保つこととし、作業体制も計画性のあるものとする。

(b) 案内サインを含む本工作物の破損、汚損、倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、迅速に原状回復を行うこと。

(c) 案内サインを含む本工作物へのビラの貼付や落書き等に対応可能な体制を整え、迅速に除去作業を行うこと。

(d) (a)、(b)及び(c)以外の事態が発生した場合には、本市との協議により速やかに対応すること。

g 案内地図

案内地図については、掲示する箇所や大きさを横浜市公共サインガイドライン等を遵守し適切に掲示すること。また、本市がデータで提供するものを利用し、案内サインの整備に合わせて掲示し、その後毎年1回以上更新すること。

h 広告物

(a) 規模

掲示する広告物の規模については、掲示面積を 2.0 m²以下（案内地図等の公共的なものを除く）とし、本工作物の規模の範囲内とすること。

(b) 内容

広告物については、魅力的な都市景観への創造に寄与するものであること。

なお、広告物の内容・掲示方法・コンセプトについては、横浜市都市美対策審議会、横浜市屋外広告物審議会などの意見を聴くとともに、本市において、専門的知見を有する者により組織を設置し、都市景観や通行障害などの視点から検証を予定している。

(c) デジタル機器等を用いた掲示方法等

広告物の掲示方法は、条件を満たす場合、回転式による広告面の切り替えやデジタル広告を用いた提案も可能とする。

I 回転式による広告面の切り替えを用いた広告物の掲示

回転式による広告面の切り替えを用いて広告物を掲示する場合には、以下の条件を満たすこと

- (i) 歩行者や車両の運転者等の通行の安全性に十分配慮すること
- (ii) 周囲の環境と調和し、魅力的な都市景観の創造に寄与すること

II デジタル広告を用いた広告物の掲示

デジタル広告を用いて広告物を掲示する場合については、以下の条件を満たすこと

- (i) 本市との事前の協議に基づき、大規模災害時等の情報提供など、公共的な利用が可能であること
- (ii) 静止画のみの掲示とすること
- (iii) 歩行者や車両の運転者等の通行の安全性に十分配慮すること
- (iv) 周囲の環境と調和し、魅力的な都市景観の創造に寄与すること
- (v) 設置箇所について、本市と協議の上決定すること
- (vi) 音声を使用しないこと

(イ) 特殊な案内サインの再整備（別紙3参照）

a 誘導サイン付案内サイン

既存の誘導サイン付案内サインの取扱いについては、誘導サインと案内サインの接続部において事業者が分離作業を実施のうえ、案内サインのみを撤去すること。分離後の誘導サインは、原則として存置すること。

b 音声・触知案内サイン

既存の音声・触知案内サイン並存型の案内サインの取扱いについては、音声・触知装置を保全（再整備または存置）すること。

c 大型案内サイン

既存の大型の案内サインの取扱いについては、現在の案内サインの規模を保全（再整備または存置）すること。

(ウ) 広告掲示が制限されているエリアに係る対応

a 広告が制限されているエリア

横浜市屋外広告物条例において広告物が禁止されているエリアと別紙5に示すエリアについては、広告が掲示できないものとする。

また、横浜市景観計画及び都市景観協議地区において広告物が制限されているエリアについては、地元まちづくり団体等と整備前に協議したうえで、取扱いを決定することとする。

b その他

大会期間中等において、主催者等から、一定のエリア内での広告物を掲載禁止とされた場合は、その要請に従うこと。

(エ) 新規案内サインの整備

来街者の利便性の向上に資するため、既存案内サインの再整備のほか、既存案内サインの整備個所以外に新たに案内サインの整備を提案するものとする。

その際は、4(1)ア(ア)「既存案内サインの再整備に係る基本条件」を遵守するとともに、歩行者や車両の運転者等の通行の安全性が十分確保できる箇所とし、交差点内は整備できないこととする。

イ 公衆無線 LAN の整備及び管理運営

(ア) 公衆無線 LAN 整備に係る基本条件

a 整備基数

公衆無線 LAN は、本工作物の規模の範囲内で、一体的に整備し、利用者が無料で利用できるものとする。

整備基数は、公衆無線 LAN の快適な利用環境を整えることを考慮し、既存案内サインの再整備基数の半数以上を整備することとし、横浜駅、桜木町駅、関内駅、新横浜駅の別紙5に示す駅前広場等において、既存案内サインが整備されている箇所及び新たに案内サインの整備を行う箇所については、公衆無線 LAN の整備を必須とする。

その他の公衆無線 LAN の整備箇所については、来街者の快適な滞在環境に資する箇所への整備を基本に提案することとし、別途本市と協議した上で決定する。

b 公衆無線 LAN を整備する案内サインのデザイン等

訪日外国人を含む来街者の利便性向上を図るため、公衆無線 LAN が利用可能であることを、わかりやすく表現すること。

また、やむをえず公衆無線 LAN のアンテナ等が、整備する筐体の範囲を超える場合は、必要最小限とすること。

(イ) アクセスポイントの整備

a アクセスポイント

(a) 次に示す要件を満たすものとする。

- ・使用可能周波数 : 2.4GHz 帯及び 5GHz 帯
- ・規格 : IEEE802.11a/b/g/n/ac
- ・セキュリティ規格 : WPA/WPA2 に対応

(b) 設置機器(公衆無線 LAN アンテナ等)は公衆無線 LAN 認証機器を使用し、整備エリアの環境や特性に応じて、電波干渉への対応等を考慮すること。

また、遠隔監視に対応が可能であり、利用者の利便性向上に資する同時接続可能な台数や有効伝送距離を提案すること。

b 整備

整備箇所は、現地確認(無線電波の伝送距離や他の無線電波との干渉状況の確認を含む)、施設管理者及び本市との十分な協議を行ったうえで決定するものとし、台風等の荒天時や冬期間にも公衆無線 LAN の利用を可能とすること。

また、公衆無線 LAN 整備後、電波調査を実施すること。

(ウ) 情報配信

認証後の画面に本市が指定した Web ページへのリンクを挿入すること。

(エ) 利用環境

a 認証手続き

整備対象エリアにおいて、公衆無線 LAN を利用して簡易な手続きでインターネットに接続できるサービスを提供することとし、認証手続きについては、次に示す要件を満たすものとする。

- (a) 本市が指定する固有の SSID を満たすものとする。
- (b) 利用者がその場で認証手続きすることが可能であること。
- (c) 少なくとも本市が提供するサービスの認証画面であることが分かること。
- (d) 利用者に対し、メールアドレス等による登録を課し、同メールアドレス等の実在性、正当性が確認され、かつ、利用規約等に同意した場合にのみ利用可能とするなど、利用者確認による認証システムを導入すること。
- (e) 登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者は 2 回目以降のアクセス時に認証手続きが簡易となるようにすること。
- (f) 利用者の出身国を調査できる仕組みとすること。
- (g) 災害時には利用者登録の有無にかかわらず利用可能とすること。

b 対象言語

認証手続き及び利用規約等について、日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、フランス語に対応すること。

また、その他の言語についても対応できる場合は、その言語についても提案可能とする。

c 対応するOS、ブラウザ

スマートフォン、タブレット端末、ノートPCで動作することを前提とする。

OSは、標準的なOSで動作することとし、iOS、Android 及び Windows は必須とする。

ブラウザは、標準的なブラウザで閲覧・操作できることとし、Safari、Chrome 及び Internet Explorer は必須とする。

d 利用規約等

利用者が遵守すべき事項や、公衆無線 LAN サービスの内容・機能を明記した利用規約等を作成し、利用者に規約についての同意を得ること。

なお、利用規約等には次の事項を明示すること。

(a) 当該サービスの事業主体

事業者である旨を記載すること。

(b) 当該サービスの利用条件

以下を参照し、利用条件を記載すること。

(例) 事業者のサービスを利用する場合には事業者が別途定める利用規約を遵守する

(c) 当該サービスにおける禁止事項

以下を参照し、禁止事項を記載すること。

(例) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為の禁止、営利目的での利用の禁止、法令に違反し又は違反するおそれのある行為の禁止

(d) 本市の免責事項

以下を参照し、免責事項を記載すること。

(例) 公衆無線 LAN サービスは利用者の責任において利用する。利用者が公衆無線 LAN サービスを利用して損害を受けた場合も、本市は責任を一切負わない。また当該利用規約等を利用者に周知するため、本市 Web ページ上への掲示、利用場所への掲示等を実施していること。

(オ) サーバ及びネットワーク等の設備

回線については、整備エリアの状況に応じて通信速度や信頼性を考慮し、最適なものを選択すること。

また、アクセスログや MAC アドレス等をサーバ等に収集し、障害発生時等に復元できる

よう、定期的にバックアップを実施すること。

(カ) 運営保守管理

a 運営時間

運営時間は24時間通年とする（計画停止、保守期間は除く）。ただし、本市からの指示により、任意にサービス提供時間を変更できるものとする。

なお、計画停止及び定期保守に伴う利用停止にあたっては、7日前までに本市に通知すること。

b 通信記録（ログ）の保管

当公衆無線LANが犯罪に利用された場合の事後追跡可能性を確保するため、アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、認証情報や通信記録を可能な限り長期間保存すること。

なお、事件・事故の発生時は警察の捜査に協力するとともに、事件・事故等により警察からアクセスログ等の提出を求められた際は、迅速に対応すること。

c 通信記録（ログ）の集計

利用者数については、出身国等、月別等により集計し、その結果をグラフ等で可視化すること。

d セキュリティ

セキュリティについては、次の項目について対応すること。

- (a) 公衆無線LANとして運用するために十分なセキュリティを確保し、通信の不正利用を防止するため、通信履歴の保存を適切に行い、電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証、個人情報保護、秘密保持等の対策を講じること。
- (b) 安全管理、セキュリティ確保等の体制及び仕組みを適切に整えること。
- (c) 悪意ある第三者からの攻撃への対策として、同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスを禁止すること。
- (d) アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。
- (e) 公序良俗の観点から、違法、有害サイト等への接続ができないようにするほか、目的以外の接続を制限するなどし、犯罪等に悪用されることのないようにすること。
- (f) 長時間連続しての利用を制限すること。
- (g) 利用者向け説明及び事前認証等に用いるWebページのセキュリティ対策として、不要サービスの停止や、不正アクセス対策、改ざん防止等の対策が行われていること。
- (h) 年1回セキュリティ診断を実施すること。
- (i) 導入するサーバOSに対し、ウィルス対策を行い、最新の状態を維持すること。

e 問合せ・緊急時対応

操作方法等に関して、利用者からの問い合わせ等を受け付ける窓口（運営時間内対応）、障害発生時等において、本市からの連絡を受け付ける窓口を設けること。事業者は、運用開始前に本市との役割・責任分担、対応フロー等を定めた書類を提出すること。

f 電波障害対応等

電波障害発生時や機器の破損等について、速やかに復旧作業を行うこと。

g マニュアル等

事業者は、運用開始前に運営マニュアル、回答マニュアル、連絡体制表、保守事項を定めた書類を提出すること。

(2) 実施期間

平成 31 年度に開催予定であるラグビーワールドカップ 2019™の開催前までに整備を完了するものとし、その後 10 年以上管理運営するものとする。

(3) 事業実施に向けた諸手続き等

ア 事業実施に必要な手続き（道路占用許可申請、屋外広告物許可申請、景観計画届出、都市景観協議等）については、事業者が実施するものとし、これに係る経費（道路占用料、屋外広告物許可等手数料等）については、事業者の負担とする。

イ 事業実施に必要な調査・測量・調整（地先の了解、地下埋設物管理者との協議等）については、事業者が実施するものとし、これに係る経費については、事業者の負担とする。

(4) 案内サイン等の所有者及び実施期間終了後の取扱い

ア 案内サイン

案内サインは、事業者が所有する。また、実施期間終了後の扱いについては、本市と協議によって決定する。

イ 公衆無線 LAN

公衆無線 LAN のすべての設備は、事業者が所有すること。実施期間終了後の扱いについては、本市と協議によって決定する。

5 成果報告及び次年度以降の進め方に係る協議

(1) 案内サイン等の整備完了後、速やかに成果報告すること。

(2) 地図情報・広告物の更新状況や公衆無線 LAN の運用状況等について、年に 1 回程度本市に報告し、次年度の進め方を本市と協議し対応すること。

6 その他

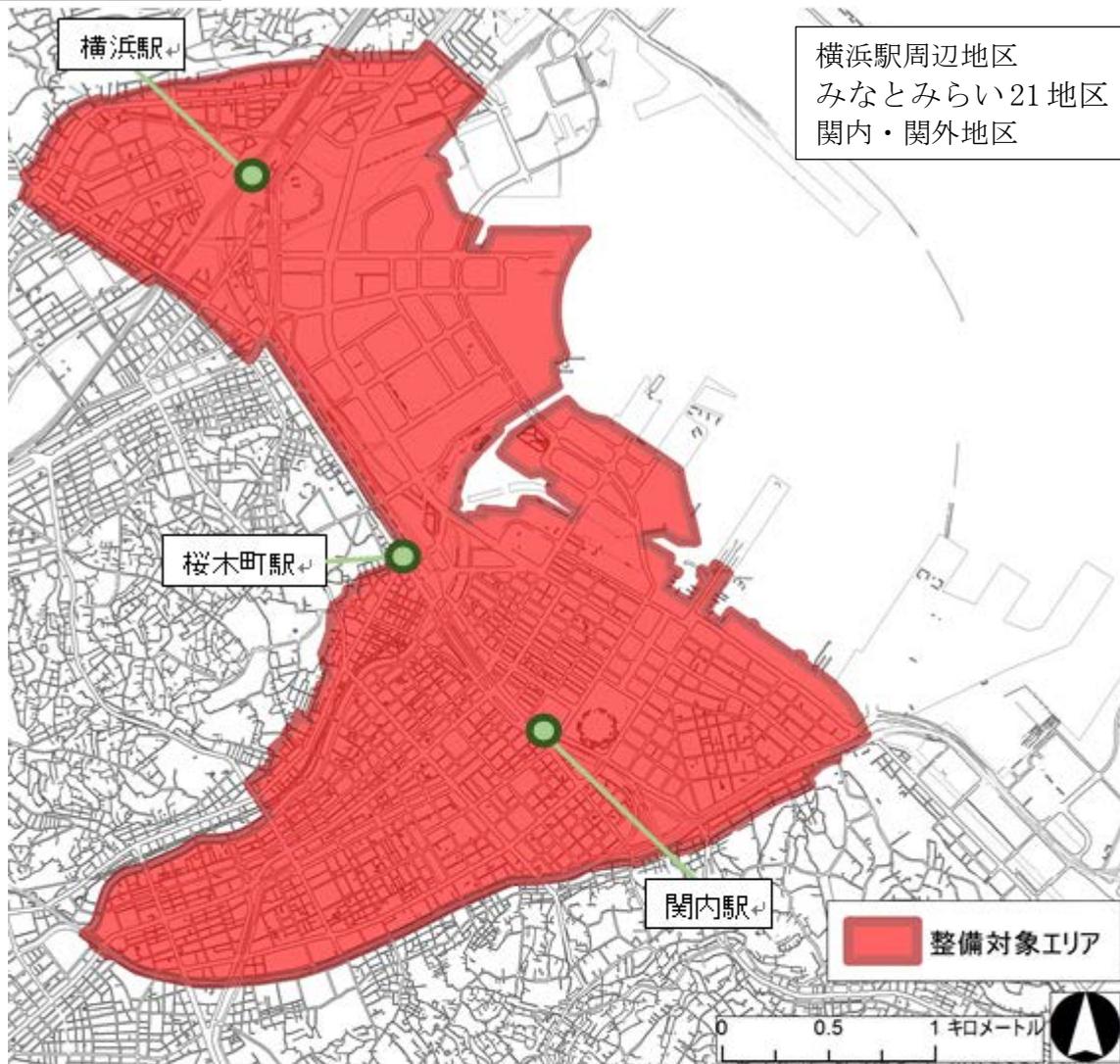
大会期間中に、主催者等から、案内サイン多言語化等の要請があった場合は、本市と協議のうえ適切に対応すること。

7 別添資料

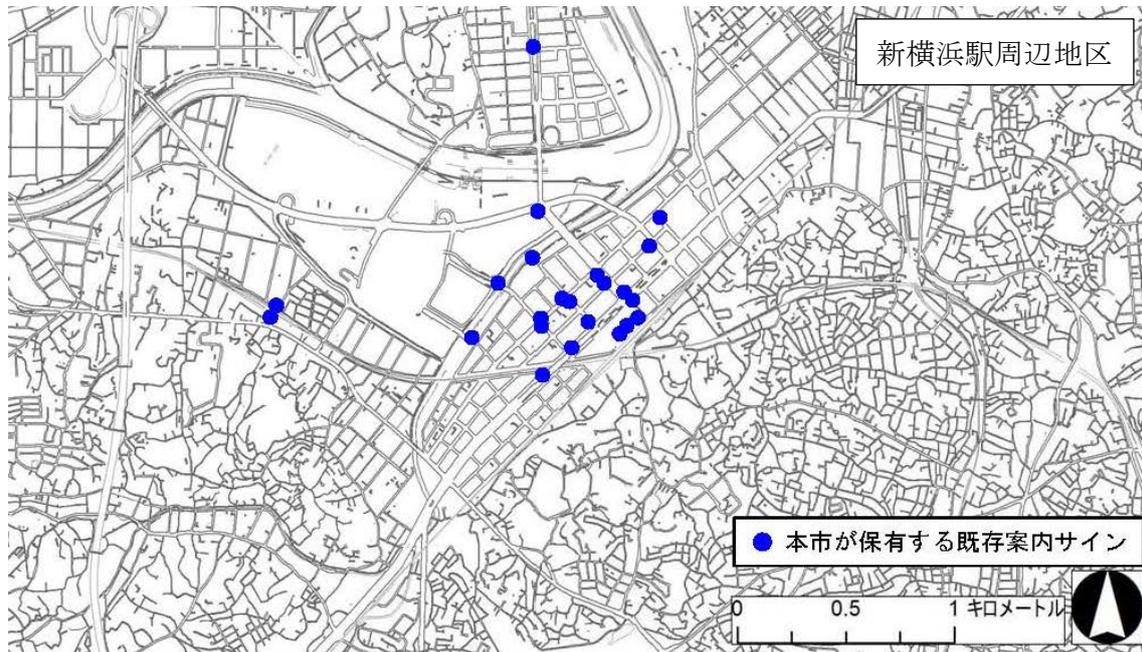
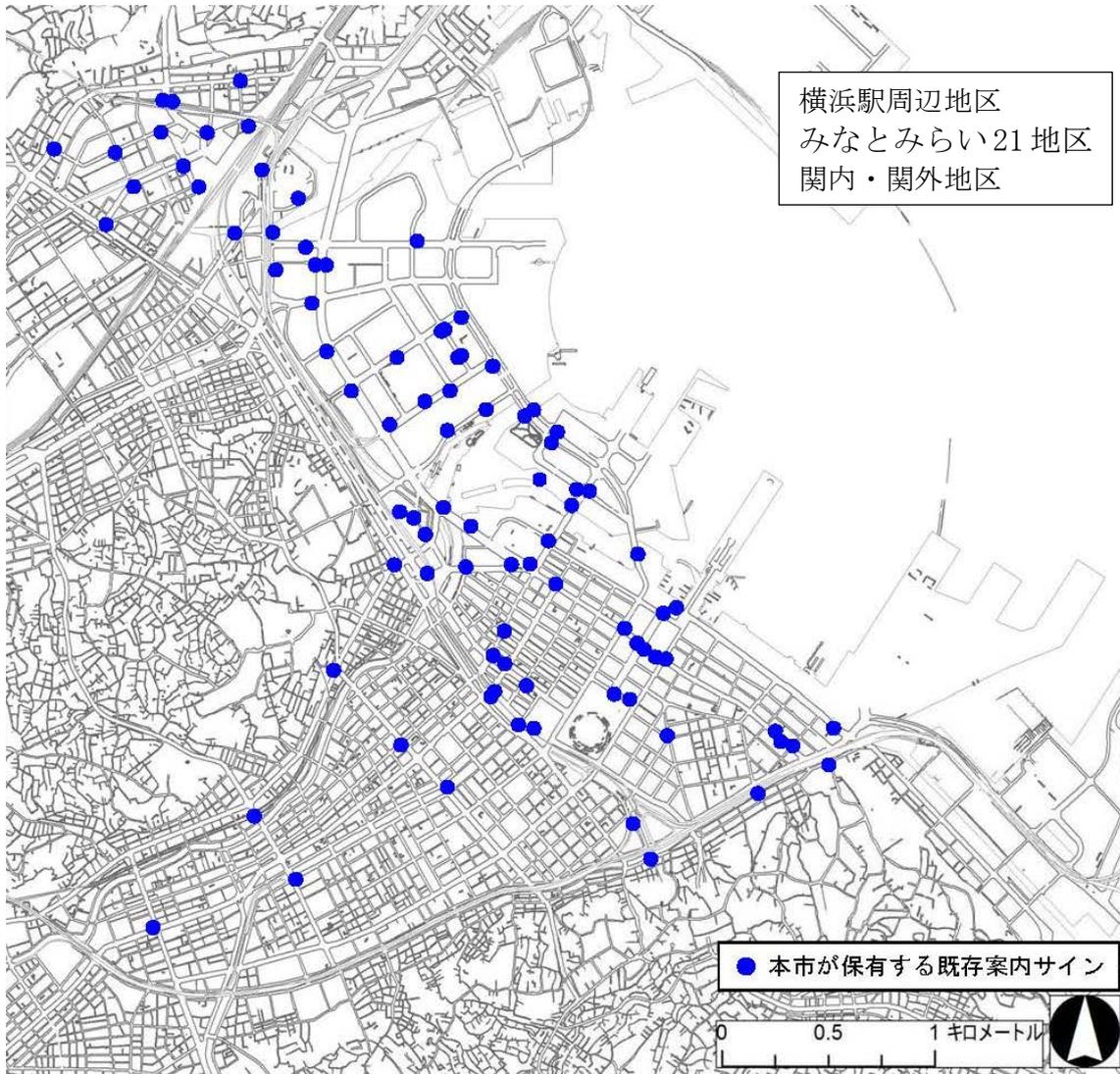
- (1) 別紙1：整備対象エリア
- (2) 別紙2：本市が保有する既存案内サイン
- (3) 別紙3：本市が保有する特殊な案内サイン
- (4) 別紙4：既存案内サイン
- (5) 別紙5：広告掲示ができないエリア及び駅前広場

※別添資料は概ねのエリアや位置等を示すものである。

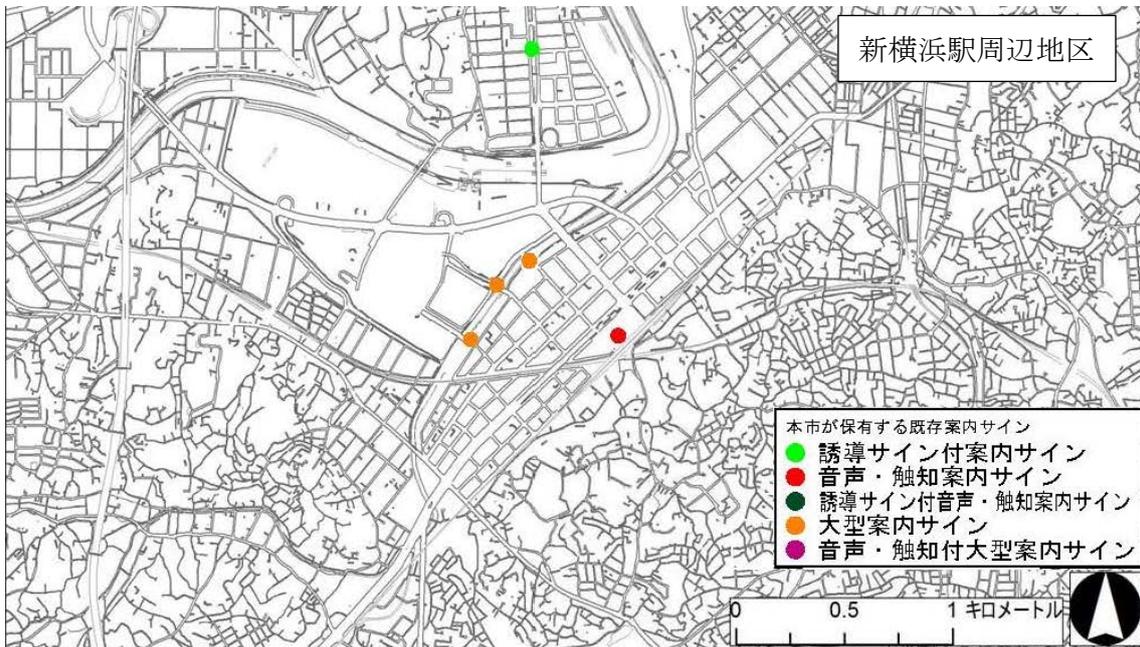
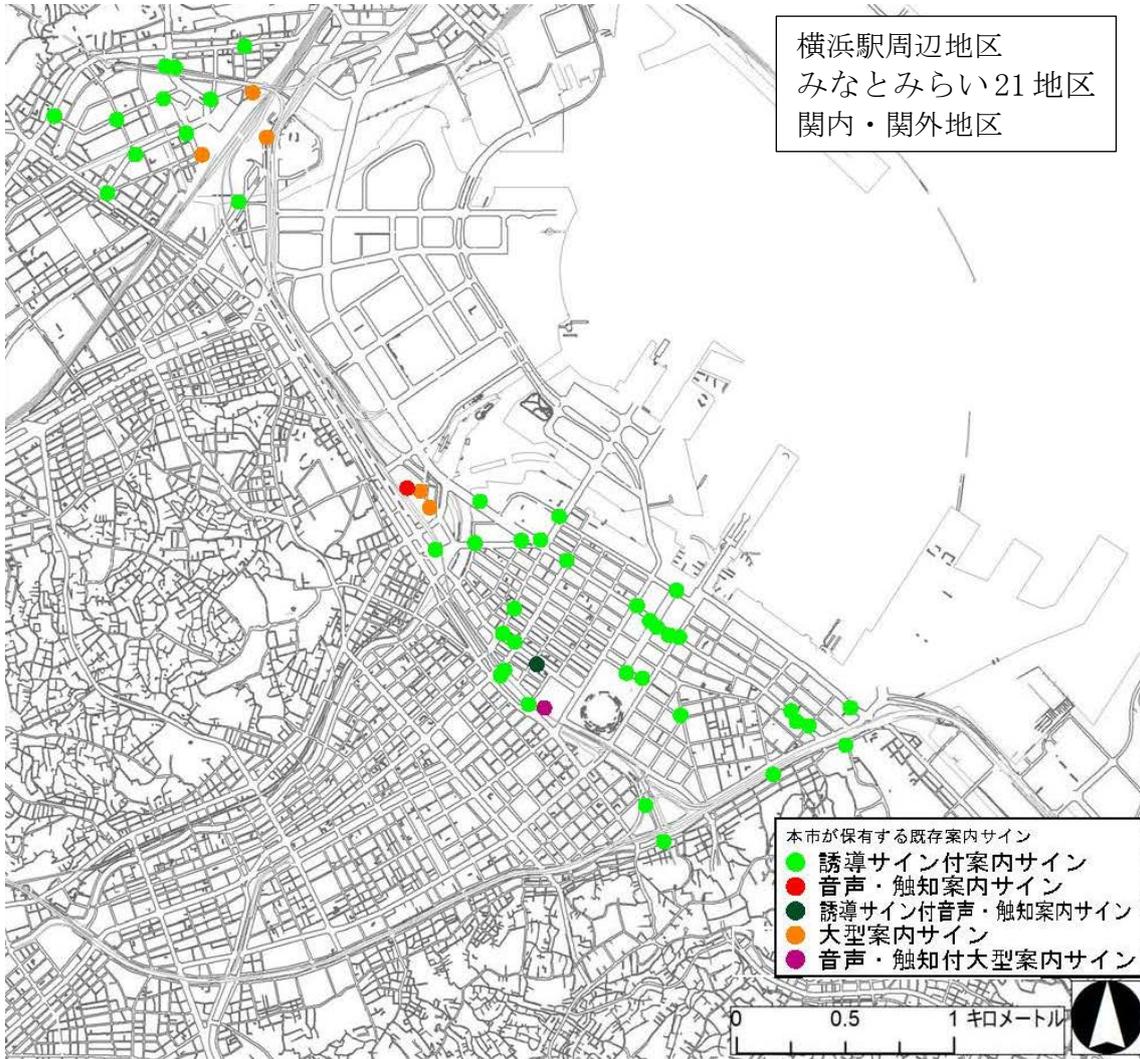
整備対象エリア



本市が保有する既存案内サイン



本市が保有する特殊な案内サイン



既存案内サイン（対象エリア内の一部の案内サインを示しています。）



広告掲示ができないエリア及び駅前広場等

横浜駅周辺



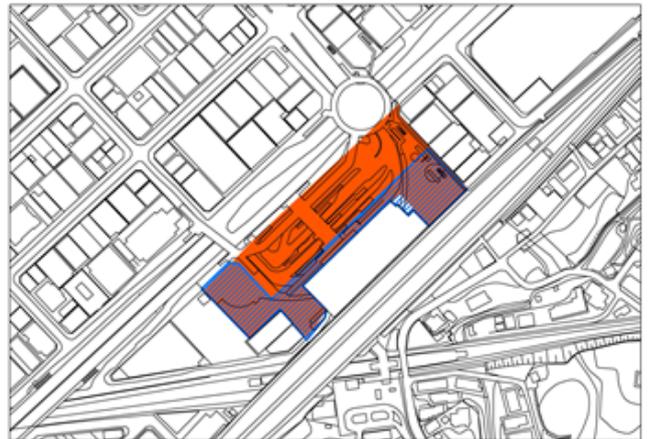
桜木町駅周辺



関内駅周辺



新横浜駅周辺



凡例

-  広告掲示ができないエリア
-  駅前広場等